

令和7年

一斉
行動日

12月11日(木)

12月17日(水)

早朝または夕刻における街頭啓発日

おおいた 冬の事故ゼロ運動

令和7年12月11日(木)～12月17日(水)



運動の重点

- 1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
ショウタイム
～「照TIME-17」の推進～
- 2 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
- 3 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解と遵守
- 4 飲酒運転の根絶～勇気を持って110番～

飲酒運転根絶キャンペーン

12月1日(月)～12月20日(土)

飲んだら
のれて

飲酒運転根絶フェア

12月9日(火) 大分市竹町ドーム広場

おおいた冬の事故ゼロ運動

令和7年12月11日(木)～12月17日(水)

(公財)大分県交通安全協会
公式キャラクター さるーる

1

夕暮れ時と夜間の交通事故防止 ～「照TIME-17」の推進～

シ ョ ウ タイ ム

歩行者は明るい服装と反射材・ライトの活用を!

白っぽい服装や反射材を着装しよう。

車は早めのライト点灯を!

- ・ドライバー、自転車利用者は早めにライトを点灯しよう。
- ・夜間、先行車や対向車がない時はハイビームを活用しよう。



2

横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進

横断歩道は歩行者優先!

ドライバーは横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは必ず停止しよう。

歩行者も交通ルールを守りましょう!

歩行者も横断歩道を利用する・信号を守る・斜め横断しないなど、交通ルールを守り、止まってくれた車には、「手をあげる・差し出す、会釈する」など、思いやりや感謝の気持ちを伝えよう。

横断歩道
マナーアップ動画は
こちらから!

3

自転車等利用時のヘルメット着用と 交通ルールの理解と遵守

令和8年4月より自転車の交通違反に青切符(交通反則通告制度)導入

自転車に乗るときは、ヘルメット着用!

頭部を守ることがもっとも大事です。自転車を利用するときは、ヘルメットを必ず着用しよう。

ながらスマホ・酒気帯び罰則強化!

自転車の酒気帯び運転の禁止や、運転中の携帯電話の使用禁止など、危険な運転に罰則が強化されています。

大人も子ども
ヘルメットを
着用しよう

4

飲酒運転の根絶～勇気を持って110番～

飲酒運転は絶対に「しない・させない・許さない・そして見逃さない!」

飲酒運転は重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪です。飲酒運転には厳しい罰則があります。

違反種別		刑事罰	違反点数	行政処分
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点	免許取消し欠格期間3年
酒気帯び運転 (呼気1ℓ中の 体内アルコール量)	0.25mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点	免許取消し欠格期間2年
	0.15mg以上0.25mg未満		13点	免許停止90日間

飲酒運転を見かけたら勇気を持って110番!

飲酒による危険な運転行為を発見したときは、迷わず警察官に通報しよう!

自転車も
「飲んだらのれん」アルコール検知器を用いた
酒気帯びの有無の確認等、
業務に使用する自動車の
使用者等における義務を
守ろう!